

## 普通救命講習会 I・III開催

①普通救命講習会 I ②普通救命講習会 III

大切な人の命を守るために、心肺蘇生、AEDの使用  
方法、応急手当を習得してみませんか。家族、友人、お知り  
合いの方とぜひ、参加してください。

と き ①5月27日(土) ②6月10日(土)

時 間 ①・② 午前8時50分～12時30分

と ころ ①小川消防署 ②ときがわ分署

対 象 ①・② 一般市民(中学生以上)向け

定 員 各30人

内 容 ①主に成人に対する心肺蘇生法、AED使用方法、  
各種応急手当  
②主に小児・乳児に対する心肺蘇生法、AED使  
用方法、各種応急手当

費 用 無料 申込み 最寄りの消防署、分署

問合せ ①小川消防署 ☎72-3565

②ときがわ分署 ☎65-1531

※詳しくは比企広域消防本部ホームページへ

<http://www.hiki-saitama.jp/119/>



QRコード

## 東松山斎場施設整備基本設計 (素案)の公表について

比企広域市町村圏組合では、東松山斎場の建替えにあたり「東松山斎場施設整備基本設計」を進めています。

基本設計素案を5月17日(水)から公表します。

ご意見につきましては、組合までお寄せください。

公表場所 比企広域市町村圏組合事務局および組合ホーム  
ページ

提出方法 様式は任意。5月31日(水)までに持参、  
FAX、電子メールまたは郵送で  
〒355-0073 東松山市上野本1300-1  
比企広域市町村圏組合事務局へ。(郵送の場合  
は、31日付の消印があれば有効とします)

問合せ 事務局 ☎23-9331、FAX23-9332、  
電子メール soumu2@hiki-saitama.jp

## 学生納付特例制度について

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得がない場合や少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

### 対象となる学生は

大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

また、夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれます。

### 学生納付特例の承認期間は

4月(または20歳誕生月)から翌年3月までです。

学生納付特例を承認された方で、引き続き同じ学校に在学予定である場合、4月始めに「学生納付特例申請書(はがき)」が送られてきますので、引き続き学生であれば、必要事項を記入のうえご返送ください。ただし、在学する学校などを変更された方は、村役場国民年金担当窓口で申請手続きが必要です。

\*学生以外の30歳未満の方の場合には、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

\*これらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障害が残った場合に、障害年金を受けることができなくなります。なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。就職などで、収入が得られるようになった場合は将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば、保険料を納めることができる「追納制度」が利用できます。

住民福祉課 ☎82-1221

秩父年金事務所 ☎0494-27-6560

## 臨時福祉給付金(経済対策分) の申請について

平成26年4月に実施した消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方に対し、国の経済対策の一環として、本年4月から平成31年9月までの2年半分を一括し、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給します。東秩父村では支給対象となる可能性のある方に対し、平成29年4月末に申請書を発送しました。申請書の内容をご確認のうえ押印し、以下の必要書類を添付して申請をお願いします。

### 支給対象者

原則として、次の①および②の両方に該当する方。

- ①基準日(平成28年1月1日)に東秩父村の住民基本台帳に記録されている方。
- ②平成28年度村民税(均等割)が課税されていない方。ただし、次に該当する方は支給対象外です。
  - ・平成28年度村民税(均等割)が課税されている方の扶養親族、生活保護受給者等。

支給金額 対象者1人につき15,000円

申請期間 平成29年4月25日(火)から平成29年7月31日(月)

### 《添付書類について》

#### ①本人確認書類

健康保険証、運転免許証、旅券の写し等、本人が確認できる公的身分証明書等の写し。

※支給対象者全員分の本人確認書類が必要です。申請書に記載された、全員の本人確認書類がそろわない場合は、申請書を受理できません。

#### ②振込先口座の確認資料

金融機関名、口座番号、口座名義(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し。

※平成28年度臨時福祉給付金を東秩父村で受給されたかたで、同一口座へ振込を希望される場合は必要ありません。(該当する方は申請書に口座情報が記載されています。)

申請書提出・お問合せ 住民福祉課・税務課 ☎82-1221

厚生労働省の給付金専用ダイヤル ☎0570-037-192

運営時間：午前9時～午後6時(土日祝日含む)